

今回から「遺言書のできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、税法上の特例適用の円滑化について前回に続いて解説します。

1. 国外転出（相続）時課税

相続人のうち非居住者がいる相続も珍しくありません。この場合に、被相続人が1億円以上の有価証券等を所有していて、遺言書が残されていないときは、国外転出（相続）時課税の申告（被相続人の準確定申告）をする必要が生じることがあります。

たとえば、国外転出（相続）時課税の申告期限（相続開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日）までに遺産分割が確定していない場合には、民法の規定による相続分の割合に従って非居住者である相続人等に有価証券等の移転があったものとされ、その有価証券等を被相続人が譲渡したものとみなして、その含み益に対して被相続人に所得税が課されます。

そのため、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人の準確定申告及び納税をする必要があります。なお、この譲渡所得等に係る納税猶予の適用を受けようとする場合には、国外転出（相続）時課税の申告期限までに納税管理人の届出をするなど一定の手続が必要です。

しかし、遺言書によって国内に居住する相続人等に対して、その有価証券等の全部を相続又は遺贈しておけば、国外転出（相続）時課税を回避することができます。

2. 相続税額の取得費加算の特例

相続又は遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます（措法39）。

この特例の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ② その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ③ その財産を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。

取得費に加算する相続税額は、次の算式で計算した金額となります。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益（土地、建物、株式などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。）の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります（措令25の16①）。

したがって、相続により取得した土地、建物、株式などを、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

そのため、遺産分割協議が調わないまま、相続税の申告期限の翌日から3年を経過するとこの特例の適用を受けることができなくなります。そのため、遺言書で相続人に相続させるとしておくことが良いと思います。

3. 金庫株

相続又は遺贈により財産を取得して相続税を課税された人が、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続税の課税の対象となった非上場株式をその発行会社に譲渡した場合においては、その人が株式の譲渡の対価として発行会社から交付を受けた金銭の額が、その発行会社の資本金等の額のうちその譲渡株式に対応する部分の金額を超えるときであっても、その超える部分の金額は配当所得とはみなされず、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされます（措法9の7）。

以上のことから、遺言書で当該株式を相続人が相続できるよう残しておくことが肝要です。

4. 相続人でない孫への遺贈

相続人でない孫が遺言書によって遺産を取得した場合には、相続税が課されます。その場合、孫は、配偶者及び一親等の血族でないことから相続税額の二割加算の対象者に該当（孫が代襲相続人である場合を除きます。）します。さらに、被相続人から相続開始前3年（改正後は7年）以内に贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の対象となり、孫のみならず、他の共同相続人の相続税の負担も重くなります。

孫に対する愛情を重視し、孫に遺言で遺産を遺贈する旨指定しておけば確実に孫に一定の財産を残すことができますが、相続税の負担はかなり重くなると思われることからそれらの不利益になる点についても事前に確認しておかなければなりません。